

公 告

輝く！農林漁業を支える人材発掘事業について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年7月22日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)の名称

輝く！農林漁業を支える人材発掘事業

(2) 公告業務の内容

輝く！農林漁業を支える人材発掘事業に係る公募型プロポーザル実施要領による

(3) 公告業務の履行期限

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(4) 予算限度額

20,200 千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 審査会の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 審査会の日において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしているもの。

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

(5) 地方税を滞納していない者であること。

(6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。

(7) 過去3年間に於いて、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

3 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 輝く！農林漁業を支える人材発掘事業公募型プロポーザル参加申込書(様式2)
- イ 企画提案参加資格誓約書(様式3)
- ウ 履歴事項全部証明書
- エ 過去の同種案件の受託実績がわかるもの(契約書の写し等)
- オ 企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類(会社案内等)
- カ 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し
- キ 県内に事業所を有する者は県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

(2) 受付期間

令和8年7月22日(水)から令和8年7月29日(水)17時まで

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における提出書類の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

福井県農林水産部政策推進グループ
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1
TEL 0776-20-0416
E-mail nourinbu@pref.fukui.lg.jp

4 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年8月5日(水)17時までに電子メールにて通知する。輝く！農林漁業を支える人材発掘事業公募型プロポーザル参加申込書(様式2)を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を通知する。

5 企画提案書の提出手続

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類および提出部数

以下のとおり

提出書類	部数
○企画提案書(任意様式) 別添「輝く！農林漁業を支える人材発掘事業仕様書」を満たす内容とし以下の項目については必ず提案書に記載すること。 なお、記載に当たってはアからキの順に記載すること。 ア 業務運営体制について イ 動画、ランディングページの作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュールについて ウ プロモーション活動から生じる効果についてのKPI (動画の再生回数およびランディングページの閲覧者数についてのKPIは必ず記載すること。) エ 起用可能なアニメーションや著名人等の候補について オ 作成する動画およびランディングページの内容や創意工夫について	1部

(提案内容のイメージを明確にするため、動画については主要なシーンの絵コンテを数枚、ランディングページについてはワイヤーフレームを作成すること。なお、表現は簡易なもので差し支えない。) カ 動画の広告・宣伝地域、方法について キ 動画の広告・宣伝の効果や創意工夫について	
○経費見積書(内訳含む) ・項目、数量、単価、金額、税等を明らかにすること。 ・費用の総額は「輝く！農林漁業を支える人材発掘事業に係る公募型プロポーザル実施要領2の(4)」に定める予算限度額を超えないこと。 ・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。	1部

(2) 提出期間

令和8年8月14日(金)17時までとする。(必着)

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、提出後における企画提案書等の追加および変更は認めない。

6 審査および提案者の選定等

(1) 企画提案の審査

- ・提出された企画提案書等の内容について、審査会において総合的に審査した上で、委託候補者を1者選定する。

【審査会(予定)】

日時:令和8年8月下旬予定

場所:福井市内

実施時間等の詳細は別途通知する。

- ・応募多数の場合は、事前に書類審査を行う場合がある。

(2) 審査方法

提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査会において選定する。審査会において審査する事項は次のとおりである。

審査項目		審査の観点
I. スケジュール		
1	農林漁業を支える人材の確保に向けた動画、ランディングページの作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュール	・農林漁業を支える人材の確保に向けた動画、ランディングページの作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュールは妥当なものと認められるか。
II. 企画・構成		
	農林漁業への就職意欲を高め、県内の農林漁業を支える	・県内外の多くの若い世代の注目を集める、発信力のあるアニメーションや著名人等を起用できるか。

1	人材を確保するためのアニメーションや著名人等を起用した動画(YouTube)作成	・作成する動画(YouTube)の内容は、農林漁業への就職意欲を高め、県内の農林漁業を支える人材の確保に向け、継続的な効果が期待できるか。 ・アニメーションや著名人等については、普段、農林漁業との関りが無い方にも興味を持ってもらえるよう選定しているか。 ・作成する動画には十分な発信力と宣伝効果があるか。また、ターゲットに効果的に訴求できる工夫などは行っているか。 ・作成する動画は、話題性および視聴意欲の向上を図る工夫がされており、高い再生回数が期待できる内容であるか。 ・撮影時に、ロケ先等の関係機関との調整などを円滑に実施できるか。
2	作成した動画を使用した効果的な広告・宣伝	・動画の広告・宣伝を、効率的かつ効果的に実施できる工夫がされているか。 ・動画の広告・宣伝は、ランディングページへ誘導し閲覧者数を増加させ、県内の農林漁業を支える人材の確保に繋がるか。 ・動画の広告・宣伝は、話題性を生み出す工夫がされており、再生回数の継続的な増加が期待できるか。 ・設定されたKPIは妥当であるか。(動画の再生回数およびランディングページの閲覧者数についてのKPIは必ず記載)
3	農林漁業の就職に特化したランディングページの作成	・農林漁業への理解を深め、ターゲット層の就職検討および相談行動につながる工夫などは行っているか。 ・デザイン性に優れたページを作成し、農林漁業の魅力を十分にPRできるか。
4	自由提案	・独自の提案であり、その内容が優れたものであるか。 ・福井県独自の内容になっているか。
III. 趣旨・目的の理解、業務遂行能力、経費積算内訳		
1	趣旨・目的の理解 業務遂行能力 経費積算内訳	・本事業の趣旨、目的を理解した提案内容であるか。 ・業務に対し、積極的に取り組む意欲があり、業務を確実に遂行できる組織体制であるか。 ・見積書の積算額が上限以下であり、経費内容が妥当か。

7 公告業務に関する実施要領等の交付

(1) 交付場所

福井県農林水産部政策推進グループホームページに掲載しているデータをダウンロードのこと。

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/nourinbu/index.html>

(2) 交付期間

令和8年7月22日(水)から令和8年7月29日(金)の間

(3) 交付資料

ア 輝く！農林漁業を支える人材発掘事業に係る公募型プロポーザル実施要領

イ 輝く！農林漁業を支える人材発掘事業仕様書

ウ 輝く！農林漁業を支える人材発掘事業企画提案募集に関する質問書(様式1)・輝く！農林漁業を支え

る人材発掘事業公募型プロポーザル参加申込書(様式2)・企画提案参加資格誓約書(様式3)・輝く！農林漁業を支える人材発掘事業公募型プロポーザル参加辞退届(様式4)

8 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和8年7月22日(水)から令和8年7月28日(火)の17時までの間に輝く！農林漁業を支える人材発掘事業企画募集に関する質問書(様式1)を電子メールにより提出すること。質問に対する回答は、令和8年7月29日(水)17時までに、福井県農林水産部政策推進グループホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 企画提案に関する経費は全額提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等のデータは削除しない。
- (3) 提出された企画提案書等のデータは、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 輝く！農林漁業を支える人材発掘事業公募型プロポーザル参加申込書(様式2)を提出した者は、企画提案参加を辞退しようとする場合は、輝く！農林漁業を支える人材発掘事業公募型プロポーザル参加辞退届(様式4)を、審査会実施日の前日(土日祝日を除く、必着)までに、電子メールにより提出し、電話にて確認すること。なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (5) 提案に当たって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (6) その他、不明な点については福井県農林水産部政策推進グループ(TEL 0776-20-0416)に照会すること。